

香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 災害等不測の事態が発生した際に事業を継続するための優れた取組みや取引先や地域と連携した取組みを行っている事業所又は事業者を香川県中小企業 BCP 優良取組事業所として認定することで、これらの取組みをより一層促進し、環境変化に強い企業や地域を作ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するものをいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本社、支社など経済活動が行われている事業者の拠点（場所）ごとの単位をいう。

3 この要綱において「事業活動」とは、一定の目的を持って継続的に組織、会社、商店などの経営を行っていることをいう。

(認定対象事業所等)

第3条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業所又は香川県内にある全ての事業所が次の各号のいずれにも該当する事業者を「香川県中小企業 BCP 優良取組事業所」（以下「認定事業所」という。）として認定するものとする。

- (1) 香川県内に事業所があること（香川県内に本社があるか否かは問わない。また審査の範囲は、香川県内の事業所とする。）。
- (2) 申請日現在において事業活動を行っていること。
- (3) 反社会的勢力（暴力団等）でないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法による更正（再生）手続中でないこと。
- (6) 事業所又は事業者の事業継続のための取組みを積極的に行っていること。
- (7) 取引先との事業継続のための取組み又は地域と連携した事業継続のための取組みのいずれか又は双方を積極的に行っていること。

(申請)

第4条 前条の規定による認定を受けようとする事業所又は事業者（以下「申請事業所等」という。）は、別記様式第1号に必要書類を添付して、別に定める申請期間内に認定の申請をするものとする。

(審査)

第5条 審査は、有識者等で構成する香川県中小企業 BCP 優良取組認定制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行う。

2 前項の規定による審査委員会は、別に定める要綱により設置し、開催するものとする。

(認定証等の交付)

第6条 知事は、審査委員会の審査報告を踏まえて、申請事業所等を認定事業所として認定する

か否かを決定する。

- 2 知事は、認定事業所として認定する決定を行った申請事業所等に認定証を交付する。
- 3 知事は、認定事業所として認定しない決定を行った申請事業所等に非認定通知書を交付する。

(認定有効期間)

第7条 第3条の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定の更新を行う場合は、有効期間の終了する直近の審査委員会前にあらためて申請し、審査を受けるものとする。

(公表)

第8条 認定事業所の名称、認定日及び認定内容等については、香川県ホームページ等を通じて公表するものとする。

(変更の届出)

第9条 認定事業所は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第2号により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (2) 前号のほか、知事が不適合と認めたとき

(取得した情報の取扱い)

第11条 取得した「個人情報」や「事業活動に関する情報」は、香川県情報公開条例第7条第1号及び第2号の非開示情報に該当しない場合を除いて、開示しない。また、その他関係法令に従い厳正に管理するものとする。なお、申請書類に記入した連絡先等の個人情報については、制度実施に伴う各種連絡にのみ利用するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から施行する。